



たはらトピックス

生活環境を守るために 田原市環境保全条例が施行

田

原市では、健康で文化的な生活を享受し、環境負荷を抑え、持続的に発展可能な社会の実現のため、田原市公害防止条例を全部改正し、新たに田原市環境保全条例を制定しました。この条例は平成28年7月1日から施行されます。

原市では、健康で文化的な生活を享受し、環境負荷を抑え、持続的に発展可能な社会の実現のため、田原市公害防止条例を全部改正し、新たに田原市環境保全条例を制定しました。この条例は平成28年7月1日から施行されます。



田原市環境保全条例の主な内容

① 公害防止

現代の産業型公害（工場などの事業活動により生ずる公害）に対応するため、公害関係法令との整合を図りました。



② 生活環境の保全

日常生活の中で発生する公害について、規制および罰則の規定

を新たに設けました。

・違反者を指導または勧告の対象とするとともに、悪臭の防止については違反者を公表します。
・ごみのポイ捨てや、犬・猫などのふんの放置については、重点区域を指定し、違反者に過料を課すこともできます。



③ 地球温暖化防止の推進

地域の環境課題のほか、地球温暖化やエネルギー問題など地球規模の課題に対処するために、地球温暖化の防止を市や市民、事業者などの責務として規定しました。

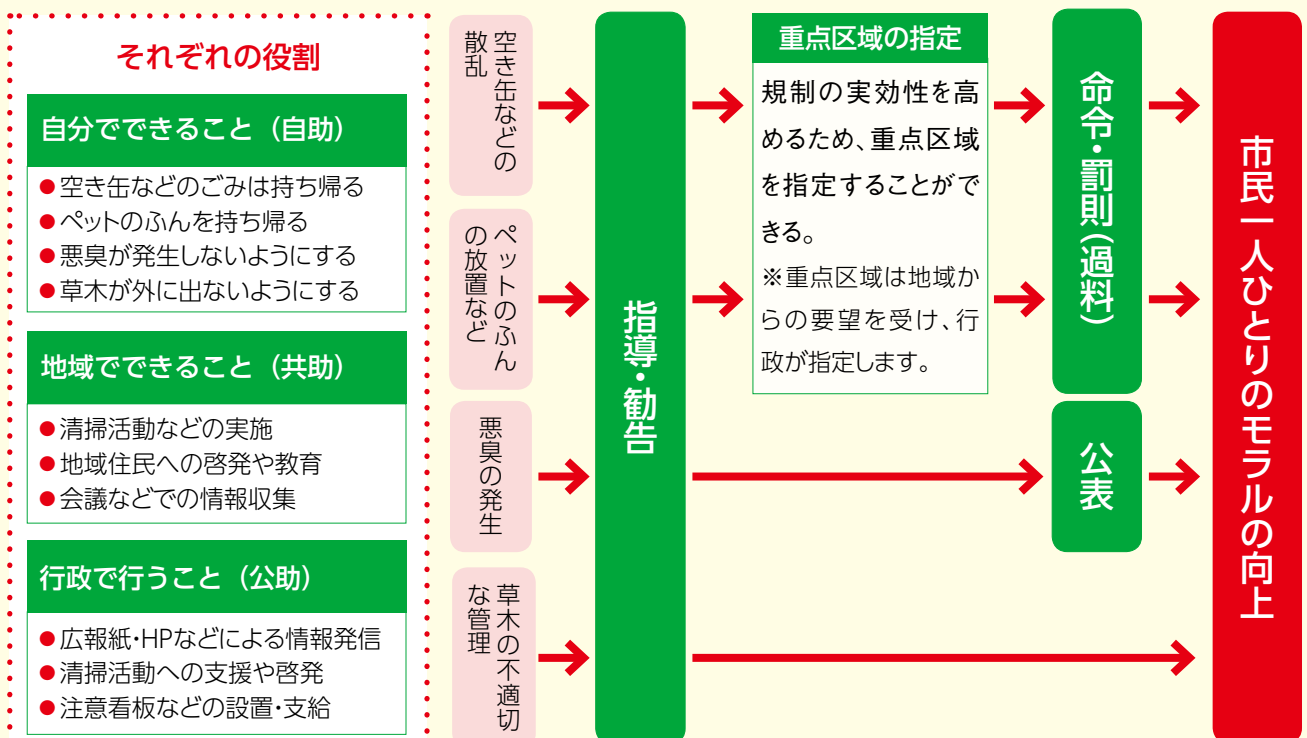


環境政策課 ☎23・3541

廃棄物対策課 ☎23・3538

②生活環境の保全(田原市環境保全条例)の体系

～地域住民の生活環境を守るために～



※この条例は、違反者に対し容易に過料などを課すことが目的ではなく、より効果的な啓発手段として規定するものです。「市民一人ひとりのモラル」の向上を目指します。